

水辺を活用したイベント実施助成制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「水の都ひろしま」構想で掲げる太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間で活動する民間団体等に対し、予算の範囲内において、飲食販売等の各種イベントの実施に必要な経費の一部を助成することに関し必要な事項を定め、もって水辺の利活用を促進するとともに、にぎわいを創出し、広島市の観光資源の魅力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「水の都ひろしま」構想 平成15年1月に国土交通省・広島県・広島市が定めた構想をいう。
- (2) 太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間 「水の都ひろしま」構想が対象区域とする、太田川放水路及びその派川である天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川に沿った川辺とその河口部の海辺をいう。
- (3) 民間団体等 法律に基づいて設立された法人格を有する者及び任意団体をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (4) 水の都をつくるための基本方針 「水の都ひろしま」構想が水の都づくりの実現のために掲げる20の方針であり、別表に掲げるものをいう。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次条に掲げる事業を行う民間団体等とする。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げる要件を満たす各種イベントとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間において実施するものであること。
 - (2) 水の都をつくるための基本方針のいずれかに該当する内容であること。
 - (3) 営利を目的としないものであること。
 - (4) 政治的及び宗教的活動を目的としないものであること。
 - (5) 法令等に違反し、又は公序良俗に反するものでないこと。
- 2 前項に掲げる事業の実施期間は、助成金の交付の決定を受けた日からその日が属する会計年度の2月末日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の助成対象事業に要する経費のうち、報償費、人件費、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費、委託料、保険料、その他会長が必要と認める経費とする。ただし、人件費については、助成対象事業に従事させるため非常勤で雇用される者に係るものに限る。

- 2 助成対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(助成金の限度額)

第6条 助成金額は、1件の助成対象事業につき、助成対象経費に3分の2を乗じて得た額を限度とし、限度額は50万円とする。

- 2 助成金の交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 助成対象事業の実施に当たり別途、他の公的補助金又は民間補助金等の交付を受けている場合、又は交付を受ける予定である場合には、その額を限度額から控除する。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象事業を実施する日の30日前までに、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 予算書(様式第3号)
 - (3) その他会長が必要と認める書類
- 2 一会計年度の間申請できる回数は、2回を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の審査により、助成金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに助成金を交付しない旨を当該申請者に通知をするものとする。

(交付の条件)

第9条 会長は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成金は、第5条に定める経費に充てること。
 - (2) 助成対象事業の内容を変更し、又は助成対象事業に要する予算を変更しようとするときは、会長の承認を受けること。
 - (3) 助成対象事業を中止しようとするときは、遅滞なく会長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく会長に報告し、その指示を受けること。
- 2 会長は、前項に定める条件のほか、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画変更の承認等)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、前条第1項第2号及び第3号に定める会長の承認又は指示を受けようとする場合には、遅滞なく、事業計画変更申請書(様式第5

- 号) に第 7 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の申請書の提出があった場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - 3 会長は、前項の決定をしたときには、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第 1 1 条 第 8 条の規定による通知を受けた者は、当該助成対象事業が完了したときは、その完了の日から 4 0 日以内又は 3 月 1 0 日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第 6 号) に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第 7 号)
- (2) 決算書(様式第 8 号)
- (3) 領収書その他収支の事実を証する書類の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第 1 2 条 会長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、助成対象事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第 9 号) により当該報告者に通知するものとする。

(助成金の請求・交付)

- 第 1 3 条 前条の規定による通知を受けた者は、助成金交付請求書(様式第 1 0 号) を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第 1 4 条 助成金の交付を受けた者は、証拠書類及び帳簿を備え、当該助成対象事業の完了した日が属する会計年度の終了後、1 0 年間保存しておかななければならない。

(暴力団の排除)

- 第 1 5 条 会長は、助成金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を交付しないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) 又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 広島県暴力団排除条例(平成 2 2 年広島県条例第 3 7 号) 第 1 9 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 会長は、助成金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、助成金の交付の決定を受けた者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく会長の処分に違反したとき。
- (2) 決算総額が予算総額に比して著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき。
- (3) 助成金の額に比し過大な剰余金が生じたとき。
- (4) 事業遂行の見込みがないとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (6) 助成金を他の用途に使用したとき。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第18条 会長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付の決定を受けた者に対し、助成事業に関する報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（水の都をつくるための基本方針）

1 つかう～市民による水辺の活用	
基本方針	取組例
(1) 水辺を晴れの舞台にしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺のセレモニーやパーティーの企画・商品化 ・水辺を晴れの舞台とするための環境整備
(2) 水辺を暮らしの中に取り入れよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の日常的利用支援事業 ・水辺に日常的に訪れる仕掛けづくり ・水辺を憩いの場とするための環境整備
(3) 水辺で学ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ・水の都に関連した学習プログラムの開発 ・川の先生・海の先生の育成 ・水の都フィールドミュージアムの推進
(4) 率先して環境に配慮しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・都心部における自然環境の保全 ・川や海的环境保全に関する市民の参加 ・水辺の環境についての情報発信 ・水循環への配慮 ・クリーンアップイベントの開催
(5) 水辺を飾ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や企業による水辺建物の装飾 ・水辺の里親制度（市民による緑地管理）の実施 ・デコレーションイベントの実施
(6) 水の都の風物詩をつくり育てよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水の都に関わるイベントや行事のアピール ・イベントや行事への水の都らしさの取り入れ ・新しい水の都の風物詩づくり ・水辺に風物詩をつくり育てるための環境整備
(7) 街の元気につなげよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺への商業施設の誘導 ・商店街による水辺の活用と川の駅の設置
(8) 観光資源として活用しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水の都観光の企画・商品化 ・新しい観光資源の開拓 ・海の観光拠点づくり ・水の都に関わる観光情報の提供 ・水の都に関わる観光受け入れ機能の強化
2 つくる～水辺空間の整備とまちづくりとの一体化	
基本方針	取組例
(9) 個性的な水辺をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・場所に応じた水辺の名所づくり ・橋の名所づくり ・市街地内での新しい形式の水辺の創出 ・自然豊かな水辺づくり ・漁業との共生
(10) 誰もが楽しめる水辺にしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・重点地区におけるユニバーサルデザインの導入 ・保健・福祉的な視点での水辺利用の促進 ・公開空地の水辺への誘導と積極的な活用の推進 ・水辺に直接面した民間施設の公益的な空間づく

	りの推進
(11) 泳げ遊べる水辺にしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが泳げ遊べる川づくり ・海と遊べる環境づくり ・水辺での遊びを推進するための環境整備 ・水質・底質の改善
(12) 水辺の景観を美しくしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・リバーフロント建築のデザイン・美化 ・水辺の構成要素のデザイン・美化 ・夜の風景づくり ・港の景観計画の策定
(13) 水辺に行きやすく、水辺を歩きやすくしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の歩行者空間の連続性の確保 ・水辺に隣接する街区内へのフットパスづくり ・水辺の歩行者系ネットワークの確立 ・水辺沿いの快適な歩行者環境づくり
(14) 水辺と街を一体的にデザインしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺と一体となった民間施設・公共施設のデザインの促進 ・水辺と街を分断する車道のあり方の工夫 ・風の道を生かした建築物の誘導
(15) 街の中で水の都を感じられるようにしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地と水辺をつなぐ整備 ・水のギャラリーの設置 ・水の都としての特徴の体系的な収集整理と学習 ・市街地における水辺の実況中継
3 つなぐ～水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり	
基本方針	取組例
(16) 水上交通ネットワークをつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・水上バス・タクシーの運航 ・ネットワークの要となる公共棧橋の整備 ・広島に条件に適合するオリジナル船の開発 ・安定航路確保のためのしゅんせつや橋梁桁下空間の確保
(17) 水の都をPRしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・水の都キャンペーンの実施 ・水の都の情報誌の発行とホームページの運営 ・水の都風土記（ライブラリー）の編纂と展示
(18) 流域全体で取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> ・上・中流域の農山村との交流 ・流域全体としての取り組み
(19) 水の都のルールをつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・水の都にふさわしい市民のマナーの普及 ・水辺空間利用のルールづくりとその普及
(20) 水の都を盛り上げる組織をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・水の都に関わる NPO や市民活動組織の育成 ・水の都を推進する組織づくり